

平成31年2月議会 第5委員会 報告資料

ごみの収集に係る新たな取組みについて

1 頁

環 境 局

○ごみの収集に係る新たな取組みについて

1 遺品整理や引越ごみに係る限定許可について

遺品整理業及び引越業を対象に、自らが請け負った遺品整理や引越に伴い発生するごみの収集運搬に限定した新規許可を行う。

- (1) 目的：多様化する市民ニーズを踏まえ、家財処分と同時にごみの収集運搬を可能とするとともに、適切なごみの分別により、リユース・リサイクルを進め、ごみの減量につなげる。

【限定許可の内容】

一般廃棄物の種類	自ら請け負った遺品整理又は引越時に発生する家庭系ごみ
許可期間	許可証交付日から2年間（更新可）
収集区域	福岡市全域
搬入先	リユース及びリサイクルを優先し、廃棄物を最小限にしたうえで、市のごみ処理施設に搬入する

- (2) 公募期間：平成31年3月1日から5月31日まで（3か月間）

- (3) 限定許可の付与：平成31年4月下旬以降

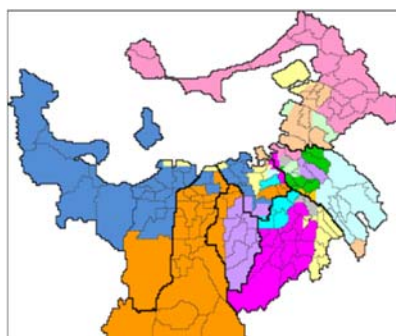
2 事業系ごみ収集のバックアップ体制について

現行の事業系ごみ収集の13の地域割を基本として3グループに編成する。

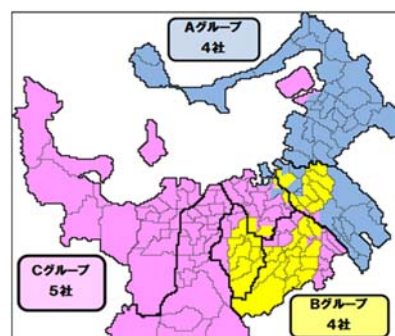
- (1) 目的：災害により不測の事態が発生した場合等に備えて、グループ内の許可業者間でごみ収集をバックアップできる体制とする。

- (2) グループ編成

（現在の事業系ごみ収集業者の地域割図）



（グループ編成図）



	Aグループ	Bグループ	Cグループ
業者数	4業者 (青で示された地域)	4業者 (黄で示された地域)	5業者 (赤で示された地域)

（許可業者は、グループのエリア内で相互に収集が可能となる。）

- (3) 開始時期：平成31年4月1日